

令和8年度

公募型協働委託

【行政サービスの協働】

募集要項



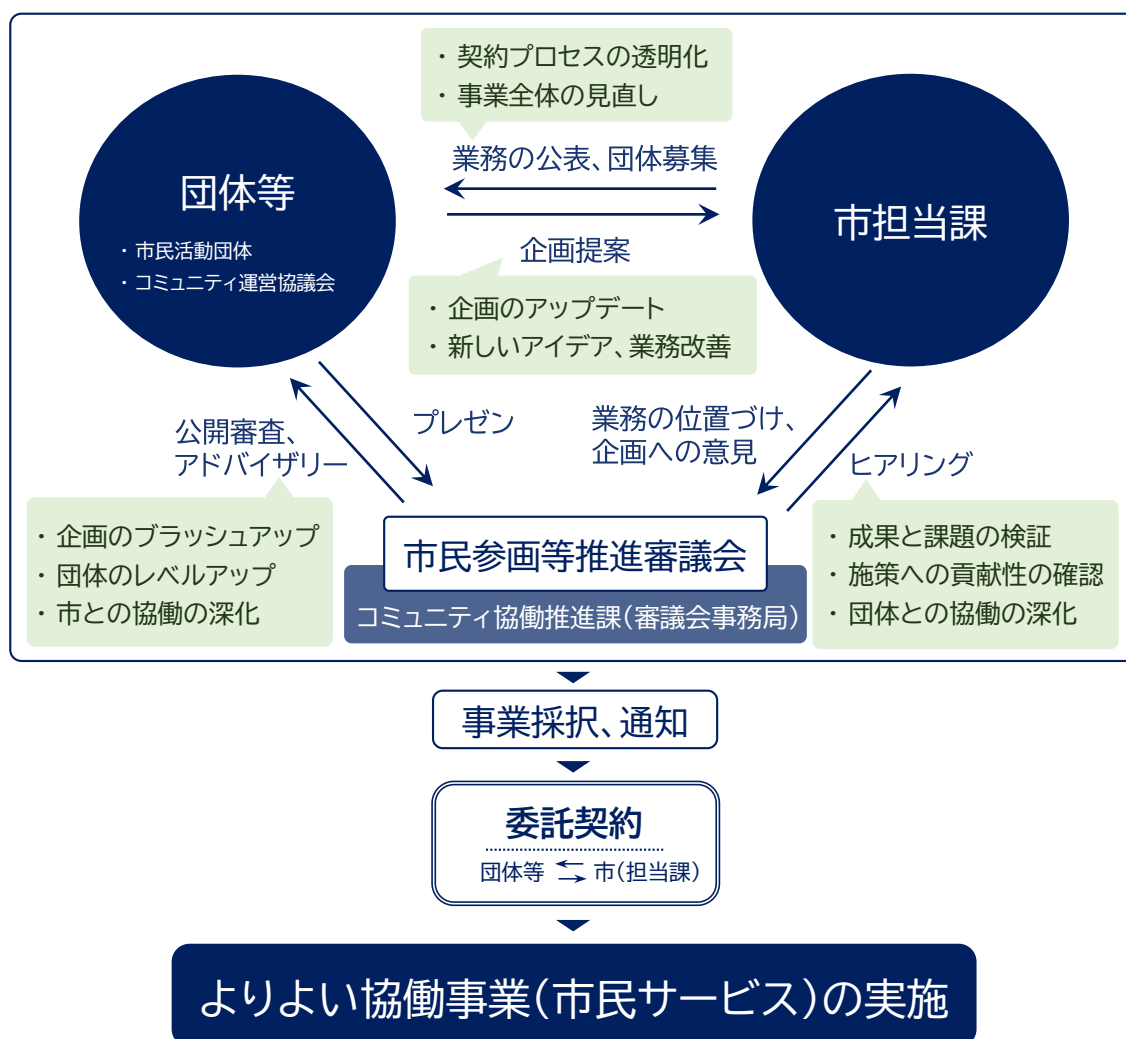
1. 公募型協働委託について

宗像市では、平成17年に制定した「市民参画・協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例」(以下「市民参画条例」という。)を基に、「市民が主役のまちづくり」を掲げ、地域住民の自治によるコミュニティ施策と「市民参画」、「協働」を基本理念にまちづくりを進めています。

協働とは、市民等と市、あるいは市民等同士がそれぞれの特性を活かした役割分担を行い、対等な立場で力を合わせて活動し、よりよいまちづくりの成果を一緒に生み出すことです。

市民参画条例に規定する「行政サービスの協働」は、市が実施する市民サービスを市民活動団体やコミュニティ運営協議会(以下「団体等」という。)が持つノウハウやアイデア等を活かし、市と団体等の協働によって取り組む制度です。団体等と協働で事業を実施することで、市だけでは実現が難しい取り組みや、より効果的かつ効率的な市民サービスの提供につなげることを目的としています。

行政サービスの協働のうち、公募型協働委託(以下「本制度」という。)では、市が実施する業務の一部を開き、その実施を希望する団体を募集します。応募のあった団体等について、市民参画等推進審議会(以下「審議会」という。)で審査を行い、採択された団体等と市が委託契約を締結し、市民サービスを提供します。



《申請から実施までの流れ》



2. 申請できる団体

(1)申請ができる団体は、市内を拠点とする非営利の公益的団体であり、次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する必要があります。

(ア)市民活動団体

原則、活動実績※1が1年以上あり、宗像市市民活動団体登録制度に登録された団体※2

※1 市との協働実績を問わず、団体としての活動

※2 「宗像市市民活動団体の登録に関する要綱」に基づき登録された団体。

登録については、以下の全てに該当する必要があります。

- ☒ 主に市内で活動する団体であって、市内に事務所又は活動場所を有していること。
- ☒ 構成員が3人以上であること。
- ☒ 団体の代表者が定められ、規約、予算及び活動計画を整備していること。
- ☒ 適切な会計処理が行われていること。
- ☒ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員の統制下にある団体でないこと。

団体登録を行う場合は、以下の書類を宗像市市民活動・NPO センターにご提出ください。

- ①宗像市市民活動団体登録申請書 ②団体の規約 ③構成員名簿と役員名簿
- ④予算書と活動計画書 ⑤前年度の決算書と活動実績のわかる書類

登録制度の
詳細はこちら



(NPO センターHP)

(イ)コミュニティ運営協議会

市民参画条例第37条で定められているコミュニティ運営協議会

(2)次の(ア)～(カ)のいずれかに該当する団体は申請できません。

(ア)代表者又は役員が破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者である団体

(イ)代表者又は役員が成年被後見人若しくは被保佐人である団体

(ウ)代表者又は役員が拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者である団体

(エ)代表者又は役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者である団体

(オ)暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配している団体

(カ)代表者が宗像市税を滞納している団体

3. 募集する業務

今回募集する業務は以下の通りです。各業務の詳細は、市ホームページに掲載の業務概要書を確認してください。

《令和8年度 募集業務一覧》

業務名	担当課	問合せ先
子育て支援センター運営業務	子ども育成課	☎36-1214
市民活動コーディネート業務	コミュニティ協働推進課	☎36-5394
二十歳のつどい運営業務	文化スポーツ課	☎36-1540

業務概要書



(宗像市 HP)

4. 採択期間について

(1)本制度により団体等が実施する市民サービスの期間は原則単年度とします。ただし、複数年実施することで、より効果が認められるものについては、最長3年間を上限として、複数年の実施を前提に申請をすることができます。その場合の採択する期間は、審議会の審査を経て、最終的に市が決定します。

(2)本制度で採択を受けた団体等が、事業の採択期間終了後も引き続き同一事業を実施しようとする場合は、再度申請が必要です。ただし、事業費の予定価格が基準以下(企画運営型:100万円以下、管理運営型:1000万円以下※4)の場合は、再申請の必要はありません(担当課と別途協議)。

※4 企画運営型…センター運営、イベント企画等 / 管理運営型…施設管理、草刈、定例的な事務等

5. 申請について

以下の通りに申請をしてください。

(ア)申請期間 令和8年10月9日(金)～令和8年10月30日(金)

(イ)申請書類 以下の書類を作成の上、添付書類と併せて提出してください。

様式ダウンロード



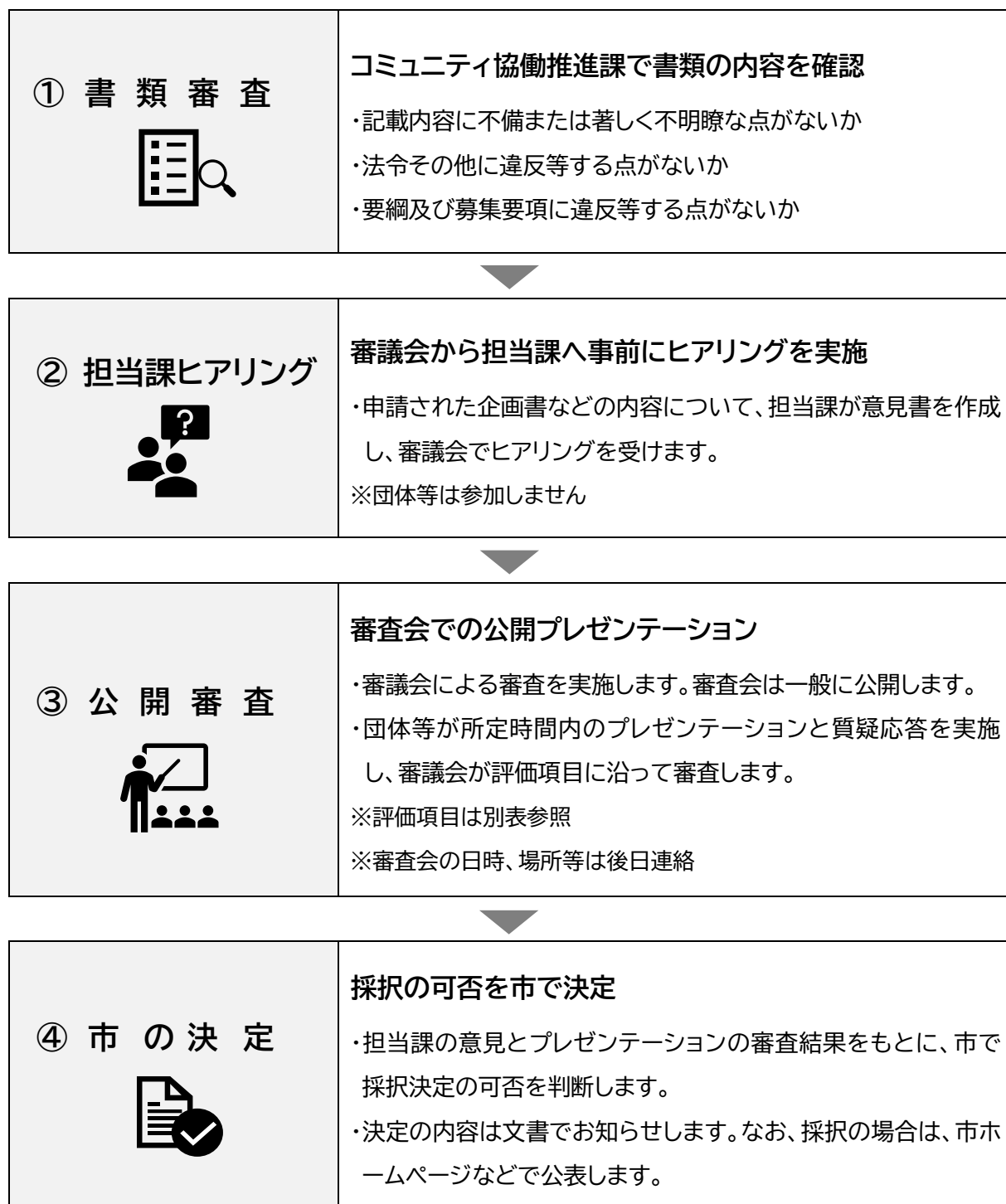
(宗像市 HP)

申請書類	備考
① 団体調書(様式1号)	【添付書類】 ・直近1年間の活動実績が分かるもの(活動報告、総会資料等) ・団体の会計状況が分かるもの(前年度の決算書、今年度の予算書)
② 誓約書(様式2号)	
③ 業務企画書(様式3号)	
④ 収支計画書(様式4号)	
⑤ 実績報告書(様式5号)	*過去に当該業務の履行実績がある場合のみ

(ウ)提出先 宗像市コミュニティ協働推進課(原則、窓口(市役所西館2F)へ持参)

6. 審査について

申請内容を採択するかどうかは、以下の流れで行います。



別表「評価項目と評価の視点」

評価項目	評価の視点
団体と市の役割分担 (特性への理解)	・団体自身の特性(専門性、事情)を的確に捉え、その強みを活かすとともに、課題を補おうとしているか ・行政の特性(事情、公共性)を理解しているか ・双方の特性を踏まえた役割分担となっているか
市民サービスの向上	・団体の専門性が市民サービス向上につながっているか ・行政あるいは他の団体・企業等が実施するよりも市民サービスの向上が図られる見込みがあるか
実施体制・コスト意識	・企画を実施していくための人員その他の実施体制が整っているか ・限られた予算内で、効率的・効果的な運営を行うよう工夫されているか
市の施策への貢献	・事務事業や施策の目標(成果指標)への貢献が十分見込まれるか
団体内での相乗効果	・市事業の請負だけでなく、団体の自主事業などに対して、相乗的または波及的効果があるか

7. 採択決定について

- (1)担当課の意見とプレゼンテーションの審査結果をもとに、市で採択決定の可否を判断します。審査結果によっては、条件付き採択や不採択となる場合があります。決定の内容は文書でお知らせします。
- なお、採択の場合は、市HPなどで公表します。

- (2)市の決定で事業採択された場合でも、市民サービスを実施する上で法令の規定により、市議会の議決、許可などの手続が得られないときは実施できません。

8. 契約の締結、実施について(採択された場合)

採択された団体等は、市と令和9年4月1日以降に委託契約を締結し、協働で市民サービスを実施します。

- (1)団体等と市との間で、委託契約を締結します。なお、契約に当たっては、仕様書を契約書に添付するなど、他の契約と同様の手続、形式により行います。
- (2)契約は、地方自治法や宗像市契約事務規則などの関係法令に基づいて行います。特に以下の事項に留意してください。
- ①委託費の支払いについては、原則、当該年度での事業終了後に支払う精算払とします。なお、実施団体の事業遂行に当たって必要な場合は、事前に一定額を支払う、概算払も可能です。
 - ②実施団体は、事業の全部又は大部分を第三者に委託し、又は請負わせてはいけません。

9. 実績報告について

(1) 報告会開催前に所定の様式(様式第5号)にて実績報告書を提出してください。提出期限は、後日お知らせします。

(2) 採択された団体等は、事業を実施した年度末(原則として採択後1年目の年度末)に開催する報告会への出席をお願いします。報告会では、事業の実施状況や成果等を報告いただくとともに、事業の振り返り及び点検を行い、次年度以降の市民サービスの向上につなげます。開催日時などの詳細は、後日お知らせします。

10. その他

申請に向けての疑問や相談を受け付けています。まずはお気軽にお問い合わせください。

なお、募集する業務については、各担当課へご連絡ください。

【 問い合わせ先 】

〒811-3492 宗像市東郷一丁目1番1号(西館2F)

宗像市コミュニティ協働推進課 政策係

TEL 0940-36-5394 FAX 0940-36-0270